

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第二編 産業報国会運動

第一章 産業報国会運動の発足

第三節 産報と労働組合

労働運動の指導者も、ぞくぞく産報運動に追随し、参加した。この運動にたいして社会大衆党は、労働組合解消・産報一本化方針で全面的に賛成し、三輪寿壮を産業報国聯盟の理事におくった。一方、日本労働組合会議は、産報運動の趣旨に賛成し、やや消極的ではあるが連盟に協力した。全日本労働総同盟は、「団体協約締結の職場および未協約なるも事業主と労働組合とのあいだに十分意思疏通のおこなわれるところでは、相互の協力により産業報国の実をあげつつある。したがって、特に産業報国会と名付くものの組織は、屋に屋を架する結果となるにより、本同盟の方針を徹底して、実質的に産業報国の実現に邁進すること」と批判しながら、「未組織の職場でも、本同盟の影響下の従業員に連絡して、産業報国組織の促進に努力し、事業主の産業報国会設立の意志なきときは、地方長官に進言して努力する」よう指示した。また、日本主義労働運動の立場にたち、産報運動を推進してきた日本労働組合総聯合、日本産業労働倶楽部などは、社会民主主義的組織を包容することや、聯盟理事の人選に不満だったのである。

全体としてみれば、産報運動と労働運動の関係は、中間派のいわゆる日労系が積極的協力、労働組合を解体して産報組織一本でいくという態度を示したのにたいし、右寄りの社民系＝日本労働総同盟は消極的協力の方針をとったことが特徴的である。それはなぜか。

第一に、中間派は産報参加によって失うなにもものもないほど組織的に弱体であったが、総同盟系は、まだある程度の組織を保持していたこと。

第二に、当時の政治的状況からして権力による追及を免れるためには、二〇年来の反共の闘士である総同盟系幹部より、中間派幹部の方に積極的なゼスチュアを示す必要が大きかったこと。

第三に、総同盟系幹部のあいだの最大関心事は労働組合の組織的強化であり、もはや「革命」など念頭になかったが、中間派幹部にとっては「革命」を否定しきれず、かえって軍部・革新官僚との結びつきに活路を見出そうとする指向が強かったこと。

すでに述べたとおり、産業報国会運動の主導権は、産業報国聯盟の成立以後、徐じよに厚生・内務官僚の手中へ移っていった。一方、下部組織をもたない産業報国聯盟は、単なる産業報国会運動の旗振り役にすぎなくなっていった。そして、つい在一九三九年四月、産業報国聯盟は規約を変更し、「本聯盟は政府と協力し産業報国の精神を全産業人に普及徹底し其の実を挙ぐることを以て目的とする」として、当初の構想であった単位産業報国会の全国的連盟体となることを断念し、産業報国会運動の側面から、これに協力することとなったのである。

産業報国会運動の主導権は、完全に厚生・内務両省、とくに厚生省労働局・内務省警保局が握った。一九三九年四月二八日付で、厚生・内務両次官は、各道府県長官にあて、「道府県産業報国聯

合会ノ設置ニ関スル件」で通牒を發した。道府県産業報国会聯合会は、各道府県ごとに、単位産業報国会を組織する役割を担い、その目的は、「地方官庁ト協力シテ産業報国会ノ指導連絡及其ノ共同目的ノ達成ヲ図ルコト」にあるとされた。これ以後、産業報国会は、形式のうえでも「官民一致の国民運動」としての色彩がうすれ、労働行政の末端組織に転化してしまった。

ときあたかも一九三八年初頭の第七三議会には、国家総動員法案が提出された。この法案は、国民生活のすべての部門を、勅令によって政府の統制のもとにおくことを認めさせるもので、戦時動員の根幹をきずこうとする措置であった。同法案は三月に議会通过し、それからわずか四ヵ月後には、第六条がさっそく適用され、労働者の雇入、解雇、賃金、労働時間などが統制され、その後、他の条項の全面的発動の過程で前述のように産業報国会が改組され、単位産業報国会は協調会からはなれて国家の一元的統制のもとに組みこまれたのである。こうして、厚生省を労働行政計画機関とするならば、産報はその執行機関である、といわれるようになった。

一九三九年五月、社会大衆党常任委員会は、総動員体制のいっそうの強化のために「産業労働の組織を部分的階級的組織より、国家的全体的組織に発展せしむる」べきだという理由で、労働組合の解散と、産業報国会の国家機構化を主張した。これにたいして総同盟系幹部は「組合を解散するべからず」と主張し、右翼社会民主主義者の内部に対立が起こり、七月、全日本労働総同盟は分裂した。これは、産業報国会が労働者を全面的に把握できないという本質を背景にしながら、国家統制を一元的に強化することにより戦時労働動員をおこなうべきだとする中間派幹部にたいして、頻発する争議と伝統的な労働組合組織を土台にして、その組織地盤を維持し、戦時労働統制とのあいだに独自の役割を見いだそうとする総同盟系幹部との対立であった。

社会大衆党幹部が戦時労働統制に積極的に参加し、総同盟系幹部がストライキ絶滅の方針をとって以来、労働争議にたいする労働組合の関与率は急速に低下し、一九三九年は、それが一〇%にすぎなかった。この結果、きびしい弾圧のなかでの労働者の孤立分散した闘争は、あいついで敗北せざるをえなかった。産業平和、労資協調、争議絶滅、戦時労働統制、その具体的な形態としての産業報国会運動が、この労働者の敗北を思想的にも組織的にも保障したのであった。政府は、一九三九年五月に「産業報国会指導方策要綱」を通牒し、六月には鉱業報国会の設置を決定した。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
